

中小企業の振興について条例で規定することについて

商工労働部産業政策課

■ 条例の役割の変化と「基本条例」

地方分権による地方公共団体の自主性、自立性の拡大に伴い、自治立法（自主法）である条例は、住民の義務賦課や権利制限を規定するにとどまらず、行政運営の基本的事項や政策の基本方針を規定する、いわゆる「基本条例」が制定されるなど、政策を形成し、実現するための手段として活用され、政策との結び付きを強めている。

中小企業の振興に関する条例についても、多くの道府県が「基本条例」として中小企業の振興に関する基本的な考え方を規定しており、当県においても同様の形を想定している。

■ 中小企業の振興に関する基本的な考え方を条例で規定する意義

中小企業の振興を図る上で、その基本的な考え方を自治立法である条例で規定する意義は、主に次のとおりであると考えられる。

- ◇ 県の姿勢を明確にするとともに、発信すること。
- ◇ 県や中小企業者を始めとする各主体が共有すること。
- ◇ 正統性、永続性を付与し、組織的、継続的な取組を担保すること。